

畜産とくつく情報

平成21年6月18日
(通算第101号)
問い合わせ先
長野県庁園芸畜産課
電話 026-235-7232

畜産関係リース事業を活用しましょう！

畜産経営における生産性や飼料自給率の向上のために必要な機械がリース方式で導入できる事業をご紹介します。

～リース事業のメリット～

自分の経営に合った機種や能力の機械や施設が選べます。

頭金などの支払いは必要ありません。

支払いは借受期間に応じた分割払いなので、経営計画が立てやすくなります。

リース料の支払いが完了すると、機械・施設は畜産農家に譲渡されます。

附加貸付料(利率)が低利に抑えられています。

畜産環境整備機構の附加貸付料は制度資金と同水準1%

取得価格の10%は附加貸付料の計算から除かれるので、実質利率はさらに低くなります。

～おすすめのリース事業～

平成21年度経済対策 「畜産自給力強化緊急支援事業」 (1/3補助付きリース事業)

平成21年度の国の補正予算で措置された新たな事業です。

畜産農家が生産性や飼料自給率の向上に必要な機械をリース方式により導入する場合、リース料のうち機械購入額分の1/3を国が助成する事業です。

事業の詳細については、以下の内容を参考にしてください。

実施主体：JA全農、全酪連、全日畜

実施期間：平成21年度(平成21年度第1次補正予算対応事業のため)

利用条件：**認定農業者**で農協、専門酪農農協、配合飼料価格安定基金協会等の受託団体を通じて申請できる方(その他条件あり)

補助率：取得価格(税抜き)の**1/3**を国が補助。残りの**2/3**を分割払い

貸付機械：以下の表のとおり

生産性向上に資する機械等

貸付対象施設
換気扇、育雛用暖房機、飼料攪拌機（ミキサー）、細霧装置、乳頭洗浄機、発情発見機、分娩監視装置、トラクター ¹

¹ トラクターは県知事の特認が必要です（詳細は別記を参照してください）

労働力軽減に資する機械等

貸付対象施設
哺乳ロボット、自動給餌給水機、搾乳ユニット自動搬送装置、集卵装置、汚卵洗浄機 等

飼料自給率向上に資する機械等

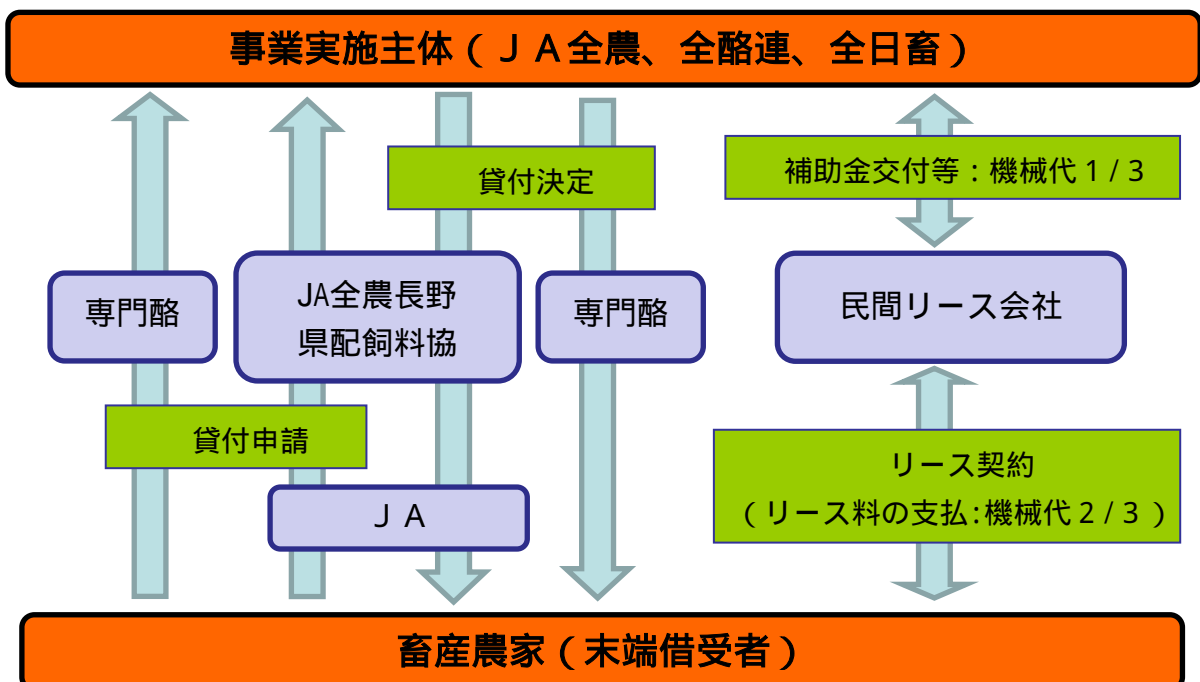
貸付対象施設
プラウ、ブロードキャスター、ハロー、ローラー、マニユアスプレッダ、モアコンディショナー、エコフィード給餌システム一式（受入槽、混合施設、搬送ライン）、飼料米利用に必要な機械一式（粉砕機、混合機、飼料タンク） 等

附加貸付料：申し込み時点でのリース会社の利子率（リース期間中は変更無し）

注意事項

- ・申請者は、「農業環境規範」に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動を実践する必要があります。（チェックシートの添付が必要）
- ・前年度までに「配合飼料価格安定基金」に加入していた場合は、申請時も継続して制度に加入している必要があります。
- ・保険会社が保証する保証保険に加入し、その保険料の負担が必要です。
- ・火災保険、車両保険又は動産総合保険のいずれかに加入し、その保険料の負担が必要です。
- ・借り受けた施設・機械の固定資産税や自動車税等を納める必要があります。

～リース事業の仕組み～



<トラクターの申請にあたって>

トラクターは「知事特認機械」とし、以下の要件を全て満たす場合のみ貸付申請してください。

取得価格は1,000万円(税込み)以内であること。

借受者の自給飼料生産の拡大等に伴い、既存トラクターの能力不足であることが特に著しく認められた場合

機種選定に当たり農業改良普及センター、地方事務所農政課の助言を受けること。

トラクターは汎用性が高い機械であることから、知事特認であっても国への申請に当たっては他の機械より優先順位が低くなります。また、必ず貸付決定になるとは限りません。

<事業の申し込み、ご相談>

JAの皆様

お問い合わせ先：最寄のJA、もしくは、
JA全農長野畜産酪農部酪農課（長野市）
電話番号：026-236-2382（直通）

専門酪農協の皆様

お問い合わせ先：最寄の酪農協、もしくは
全国酪農業協同組合連合会（東京都）
電話番号：03-5931-8002（直通）

JA及び専門酪農協以外の皆様

お問い合わせ先：(社)長野県配合飼料価格安定基金協会（長野市）
電話番号：026-234-5105（直通）

ご不明な点は長野県農政部園芸畜産課畜産経営係（担当：内田）

までお問合せください。

電話番号：026-235-7233（直通）

肉用牛飼養農家の皆様へ 「信州あんしん農産物」のオススメ

県では、安全でこだわりのある畜産物づくりへの取り組みとして、衛生基準・トレーサビリティが明確な生産農場を県が認定する「信州あんしん農産物」（トレーサビリティシステム信州モデル）に取り組んでいます。

参加農場から出荷される牛については、個体識別番号から農場の情報や飼養管理の情報がインターネットで検索・表示できることから、消費者の皆様へ安全・安心をお届けすることができ、牛肉の付加価値を高めます。積極的にご利用ください。

取り組みを希望される方は、JA等出荷とりまとめ団体又は家畜保健衛生所、園芸畜産課までお問い合わせください。



死亡牛の処理は適正に行っていますか？

畜産業において発生した動物の死体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)上、産業廃棄物にあたります。

子牛でも成牛でも、畑などに埋めることは産業廃棄物の不法投棄にあたりますので、死体の処理は動物の死体処理の許可を受けた産廃処理業者等に委託しましょう。

24 ヶ月齢以上の牛が死んだ場合、牛海綿状脳症特別措置法および家畜伝染病予防法に基づき、BSE 検査を受けなければなりません。

なお、この検査は、国内の BSE 対策を検証するために実施しています。

まとめ

死亡牛を埋めることは廃掃法に違反し、さらに月齢によっては牛海綿状脳症特別措置法・家畜伝染病予防法に違反することとなりますので、必ず適正に処理しましょう！

もう一つ、個体識別センターに死亡届を出すことも忘れないようにして下さい。死亡届は出さなくても移動した先が困るわけじゃないし、というわけにはいきません！データベースに除籍されていない幽霊牛がたくさんいて困っています。

家畜保健衛生所からお願い

皆様には 24 ヶ月齢以上の死亡牛の BSE 検査に御協力いただき、佐久・松本家保へ死体を持ってきていただいているところです。

しかし！時おり、非常に腐敗が進んだ死体が運ばれてくることがあります。このようなことになるまで死体を農場においておくのは気持ちのよいことではないと思いますし、硫化水素など有毒なガスと悪臭の発生源ともなります。牛が死んだらなるべく早く家保へ運んでいただくようお願いします。

